

(参考様式第2号)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 5月 22日

富良野市長 北 猛俊  


記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富良野市

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年5月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

550 経営体数

〔 法人 35 経営体  
個人 515 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織 〕

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

当事者の判断に委ねる。

6. 地域農業の将来のあり方

今後の地域の中心となる経営体への農地集積を促進し、これら中心経営体の経営のさらなる効率化・安定化を図る。限られた労働力のなかで生産品目の明確化（集約化）に取り組み、農作業を効率化し経営の改善を図る。また、生産性の高い優良な農地を次世代に引き継ぐため、土づくりや基盤整備などを実施し、農業後継者の確保はもとより、新規就農者の育成・確保、自らの創意工夫を活かした経営展開を推進し、持続可能な地域農業の発展を目指す。